○内閣府・農林水産省令第三号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）及び食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和元年政令第百二十二号）の施行に伴い、並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成二十七年内閣府農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農林水産大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。 ［一～八　略］ 九　指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。）に関する事項 十～十四　［略］ 十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 ［イ・ロ　略］ ハ　食肉製品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十三条に規定するものに限る。） ［ニ～ソ　略］ 十六　［略］ 十七　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 ［イ・ロ　略］ ハ　生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳 ［ニ～チ　略］ 十八・十九　［同上］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（農林水産大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。 ［一～八　同上］ ［号を加える。］ 九～十三　［同上］ 十四　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 ［イ・ロ　同上］ ハ　食肉製品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第一条第一項第四号に掲げるものに限る。） ［ニ～ソ　同上］ 十五　［同上］ 十六　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 ［イ・ロ　同上］ ハ　生乳、生山羊乳及び生めん羊乳 ［ニ～チ　同上］ 十七・十八　［同上］ 2　［同上］

附　則

この命令は、食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。